【別表３】

加盟店(不芳)情報の共同利用

日本後払い決済サービス協会加盟店情報交換センターは、下記のとおり個人情報保護法第27条第5項第3号にもとづく加盟店情報の共同利用を行っております。

１.加盟店情報交換制度について

日本後払い決済サービス協会（以下「協会」という。）は、短期後払い決済サービス（以下「後払い決済サービス」という。）を提供する協会に加盟する会員が参加する自主規制遵守のための団体です。

協会では、後払い決済サービス利用者等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、後払い決済サービス加盟店情報交換センター（以下「BDMセンター」という。）において行っております。

２.加盟店等から収集した情報の報告及び利用について

協会に加盟する会員のうち協会が認めたもの（以下「センター会員」という。）は、後払い決済サービスの加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、「3.（2）共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、BDMセンターへ報告し、センター会員によって共同利用します。

３.加盟店情報の共同利用

(1) 共同利用の目的

後払い決済サービスの適正な提供の障害となる加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報をセンター会員がBDMセンターに報告すること及びセンター会員に提供され共同利用することにより、センター会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、不芳加盟店の排除をするとともに後払い決済サービス取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

(2) 共同利用する情報の内容

①後払い決済サービス取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由

②加盟店等における取引行為が不適切であると認めて当該加盟店に対して行った措置（加盟店契約の解除を含む。）の事実及び事由

③利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどう

か判断できないものを含む。）に係る、センター会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
④利用者等（契約済みのものに限らない）からセンター会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、BDM センターが収集した情報
⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
⑦前記各号に係る当該加盟店代表者の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3) 保有される期間

上記(2)の情報は、登録日（ただし、④については、契約解除の日、⑤にあっては、公表日）から 5 年を超えない期間保有されます。

4.加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、センター会員である、後払い決済サービス事業者とする。
※センター会員は、こちらの参加会員一覧（https://j-bnpla.jp/members/）に掲載しています。

5.制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記 6. 加盟店情報交換センター（BDM センター）までお申出ください。
※『日本後払い決済サービス協会加盟店情報交換センター宛』とご申告ください。

6.管理責任者

日本後払い決済サービス協会
加盟店情報交換センター（BDM センター）
※詳細は下記のリンク先より参照ください。
https://j-bnpla.jp/regulation/